

写真の町
いがしかわ
社協だより

発行

社会福祉法人

東川町社会福祉協議会

〒071-1423

上川郡東川町東町1丁目7番14号

高齢者いきいきセンター内

電話 (0166) 82-7505

FAX (0166) 82-7301

東川町社会福祉協議会は、子どもから高齢者までみんなが笑顔で過ごせるまちづくりを目指します!

東川小学校の子どもたち、ようこそ社協へ!



2月13日に3年2組、2月20日に3年1組の子どもたちが、いきいきセンターに来てくれました!

トランプや折り紙などを用意してきてくれて、利用者さんと交流。子どもたちも利用者さんも一緒になって笑ってとても楽しそうな雰囲気、職員一同あたたかい気持ちになりました。最後は素敵な歌やリコーダー演奏も披露してくれました。

東川小学校の皆さん、ありがとうございました☆



< いきいきセンターからのお知らせ >

いきいきセンターは体操やレクリエーションなどを行ない、介護予防に努めています。各地区のコミュニティセンターなどで活動しており、笑い声が絶えず楽しく1日を過ごせます。バスの送迎があり、見学もできますので、興味のある方はご連絡ください。お待ちしております!

電話: 0166-82-6060 担当者: 長谷川

社協からの お知らせ

毎年7月に開催しています「高齢者一人暮らしの集い(さくらんぼ狩り)」は、コロナウイルスの影響のため中止となりました。時期をずらし、内容を変更しての実施を検討しています。決まり次第、ご連絡いたします。

まる元速報!! なんとあのまる元が参加者募集しています!!



看護師
中田さん



健康運動指導士
鳥井さん

この二人が皆さんの健康を守ります!

「まる元」とは、地域まるごと元気アッププログラムの略です。



「まる元」では元気いっぱいの健康運動指導士の鳥井さんが運動を通して、「無理なく」「楽しく」「元気」にみなさんの健康づくりをサポートしてくれます。

「まる元」は、毎週月曜日に行っています。

場所は、農村環境改善センター(東町1丁目15番3号)です。

①10時～11時、②13時半～14時半の午前と午後の2つの時間帯があります。ご希望の方はご自宅までの送迎があります。運動の時間は、1時間。休憩しながら無理のない運動ができます! 概ね65歳以上の方ならどなたでも参加可能です! (心臓などにご病気のある方は、要相談です)

見学もできますので、興味のある方は、一度見に来てください。

みなさんの参加を心よりお待ちしております

☆皆勤賞の方には素敵なプレゼントも☆



こんな感じでやっています!!

●令和2年度 紙おむつサービス事業について●

在宅での介護を必要とし、紙おむつを常時必要とする方に対し、1回5,000円分の紙おむつ券を年2回支給しています。

毎月受付・翌月郵送：随時受付、申込みの翌月初めにおむつ券を郵送します

年間2回のおむつ券：4月～9月の間に1回、10月～翌3月の間に1回の申し込みができます

○対象者

- ・在宅で介護を受け、紙おむつを常時必要としている方
- ・介護保険の要介護認定で、要介護2以上である方
- *介護施設等への入居者を除く

○申請について

- ・申請書を社会福祉協議会までご提出ください(申請書は社会福祉協議会に用意しております)

●後期高齢者医療の被保険者で1割負担の皆さまへ●

東川町診療所で診察を受けた時の医療費分を助成する事業を行っています。助成を受けるには、申請書の提出が必要です。該当される方(75歳以上で1割負担の方)で、申請書を未提出の場合は、早めにご提出ください!

●くらしの相談所●

悩み事や困り事は一人で悩まず、お気軽にご相談ください。随時お受けいたします。事前にご連絡ください。(料金はかかりません)◆場所/社会福祉協議会 相談室

令和2年度 月別担当相談員	4月	安井 繁光	10月	盛永 小夜子
	5月	村田 節子	11月	安井 繁光
	6月	稲井 孝子	12月	村田 節子
	7月	盛永 小夜子	1月	馬場 猛
	8月	松林 加代子	2月	松林 加代子
	9月	馬場 猛	3月	稲井 孝子

●お問い合わせ先● 東川町社会福祉協議会 82-7505

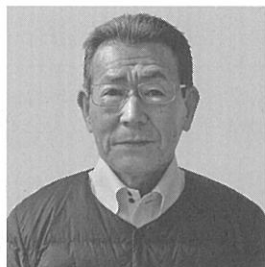
東川町社協職員紹介コーナー

今回は、いきいきセンターで働くお二人の登場です!

①東川町

②平成31年4月より、いきいきセンターとまる元らしく運動教室の利用者さんを送迎させて頂いています。今年度も安全運転で送迎いたしますので、よろしくお願致します。

③いつも安全運転でいきいきセンターの送迎をして頂いています。バスの乗り降りの際には利用者一人ひとりに声をかけて下さるやさしい運転手さんです!



たか はし えい じ
高橋 英二
まる元/いきいきセンター バス運転手



やん べ かず こ
山家 和子
いきいきセンター 援助員

①宮城県鳴子温泉

実家は旅館ではないけれど源泉があったので毎日温泉に入っていましたよ!

②令和2年4月1日から福祉の仕事に関わるようになりました。どうぞよろしくお願致します。

③4月からいきいきセンターの職員として来ていただいています。まだ日は浅いですが、笑顔と元気な声でいきいきセンターを盛り上げてくれています!

東川町社会福祉協議会のお仕事紹介!

第3弾

今回のお仕事紹介は…『外出支援事業(福祉有償運送)』です!

Q1. どんなサービスなの?

病院などの時に、安心して移動できるよう社協の車で送迎するサービスです。

Q2. どんな人が利用できるの?

町内に居住し、介助なしで移動することが難しい方(高齢の方、障がいを抱えている方等)、一人で公共交通機関(タクシー含む)を利用することが難しい方などが対象となります。※申請後、利用決定には審査があります。

生活の困りごとは
社会福祉協議会に
お気軽に
ご相談ください!
TEL: 82-7505



Q3. 利用できる日は?

月曜日から日曜日の午前7時から午後6時までです。
(年末年始は利用できません)
※利用の予約は、原則一週間前までです。

Q4. 料金は?

走行距離により、料金が異なります。



Q5. 利用している本人1人しか乗れないの?

付き添いの方も、同乗することができます。
(付き添いは1人まで)

Q6. どんな車があるの?

一般的な軽自動車(5台)や回転シート付きの車(2台)
車いすのまま乗車できる車(1台)があります。



一困った時に誰もが「助けて」と言える町にー 第14回

おとうと
弟

父を亡くしたのは私が一歳の時だった。私には姉と兄がいて祖母は娘の行く末を案じて私を母から離し、海沿いの町から上川盆地へと連れ帰った。その後の私はA家に引取られた。そこには私より五歳上の男の子がいた。戦後の混乱の中、知人を頼って台湾から帰国した子連れ的女性が「餓死させてしまうのでもらって欲しい」とやせ細る末の子を道路脇のA家に託したそうだ。やがて私が小学生になった春、A家に初めての子どもが生まれた。目の大きな可愛い男の子だった。私達3人の生みの親はそれぞれ違うが、共通しているのは共に末っ子として生まれたことだった。気性の激しい兄や勝負強い私と違い、弟は気が優しく誰からも好かれた。しかもお人好しだった。いつの間にか飲み友達も増えて行った。飲んだ席の口約束で借金を増やし、自らの家庭も壊してしまった。ついには田畑を手放す事に。解体業者が家を壊す時、せめてもの慰めは既に他界した父母がこの光景を見ずに済んだことだった。その後、弟とは連絡が取れずにいたが、娘である姪の力を借りて本州から札幌の兄宅に呼び寄せることができた。厳しい兄だが、弟を後継者にと仕事を教えた。だがその頃、彼はうつ病おかしに冒されていたのである。それを兄から聞いた私は弟に電話をかけた。だが相手は無言のまま。私は少し苛立ちを感じ、共感どころか「しっかりしてよ」みたいな話をしたのかも知れない。未熟な社会福祉士としての学びは薄っぺらな仮面のように簡単にはがれ落ちて行った。それでも弟は電話を切らずにいた。それが彼との最後の通信になった。ある日、出社しない彼を案じてアパートを尋ねた兄は自死の弟を発見した。お人好しという周りにとっては便利で都合の良い存在でしか生きられなかった弟を私は生涯において理解してやれなかったのである。



ひがしかわ ボランティアセンターだより 第49号



今回のボランティアセンターだよりは、ボランティアセンターについてお知らせしたいと思います☆



Q1. ボランティアセンターってどんなところ？

Q2. 東川町で行っているボランティア活動はどんなものがあるの？

A1. ボランティアセンターは、ボランティア活動を推進するとともに、地域のつながりを大切に、誰もが住みやすい町を目指す取り組みを行っています。



A2. 東川町にはこんなボランティア活動があります！！

ほっとするつながり

みまもりサポーター&こまわりの会

地域のお年寄りや障がいを抱えた方のお宅に訪問する活動です。お話を通して、生活の知恵をわかちあったり、生活の困り事を聞いたりします。

※みまもりサポーターとして活動するため、東川町ボランティアセンターで年に1回行っている「みまもりサポーター養成講座」を受講する事が必要です。

子どもの成長を応援

託児ボランティア

親御さんがイベントや講演会に参加している間に、別室で子どもたちのお世話をするボランティアです。

※託児ボランティアは個人での依頼は受けていません。御了承ください。

国を超えてまったりおしゃべり

会話カフェ

留学生の日本語の学びをサポートするボランティアです。
毎週 月曜日・木曜日

※新型コロナウイルスの関係でしばらくお休み



物を大事にする心

おもちゃの病院 ひがしかわ

壊れちゃったおもちゃを無料で修理するボランティアです。

東川町ふるさと交流センターにて毎月第3土曜日、10:00~12:00まで開催しています。



あそびで楽しく!!

あそばん会

「あそばん会」は、月に2回の遊びの集まりです。百人一首、麻雀、花札、将棋、囲碁を行なっています。遊びを通じて、一緒に楽しい時間を過ごしませんか？みなさんの参加をお待ちしています♪

あそばん会では参加される方の送迎をしてくれるボランティアさんを募集しています。

興味をお持ちの方は、東川町ボランティアセンターまでお気軽にご連絡ください！ ☎0166-82-7505 (担当：伊藤・遠藤)

生活の知恵学びまshow

ラーニング講座

趣味・特技を持った地域の方が講師となり、住民の皆さんと一緒に楽しく学ぶ講座です。



つどい・ふれあい・わかちあい

ボランティア交流会

地域でボランティア活動をしている皆さんや、ボランティアに興味を持っている方が集まり、交流する場です。



こどもに夢を届けたい

おうちにサンタがやってくる

12月24日に親御さんから預かった特別なプレゼントをボランティアサンタがご自宅に届ける事業です。



まごころお貸しします

福祉用具やレクリエーショングッズの貸し出し

福祉用具やレクリエーショングッズを無料でお貸しします。

まごころ受け取ります

リングプル&古切手の回収

リングプルや古切手の回収をしています。

東川町社会福祉協議会の

ホームページができました!!

できたてはやはや☆

不慣れなため、まだうまく記事を書き載せることができませんが、少しずつ社協の事業内容やイベントの予定等をアップしていく予定です。お時間あるときにでも、みていただくと嬉しいです。

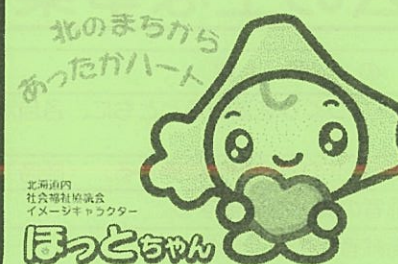
アドレス <https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=95>



令和2年度

事業と予算のあらまし

東川町社会福祉協議会

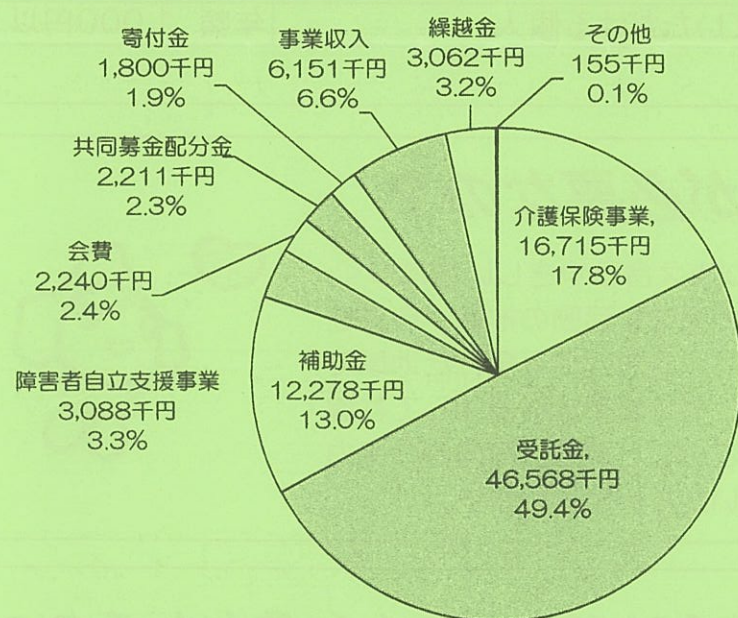


人にやさしいまちづくり

住み慣れた地域で
安心して暮らすことのできるまちづくりを

令和2年度一般会計予算

収入総額 94,268千円



収入の部

会費

町民の皆さんや事業所の方々などから、事業をすすめるためにご協力頂くもの

共同募金

赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の中から社協に配分されるもの

受託金

東川町・道社協から事業の委託を受け、その事業をすすめるために受けるもの

事業収入

受託事業の利用者負担金として受けるもの等

介護保険及び障害者総合支援事業

介護保険（訪問介護事業・居宅介護支援事業）、障害者総合支援事業収入によるもの

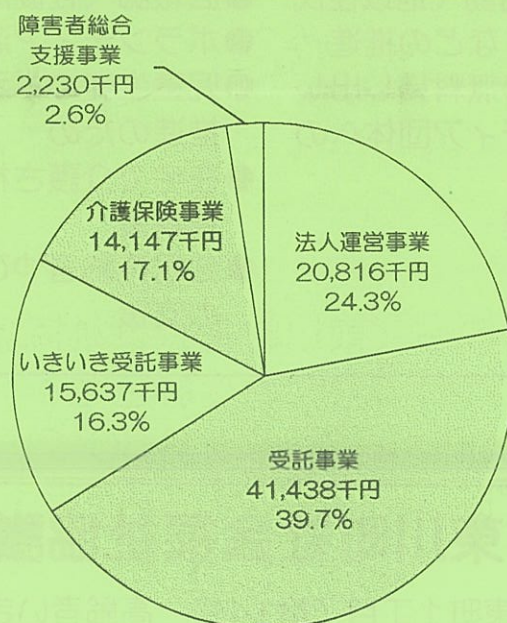
寄付金

香典返しの一部をはじめ、広く町民からの善意の浄財など

補助金

東川町から高齢者福祉支援事業助成、日本語会話サポーター事業に係る経費

支出総額 94,268千円



支出の部

法人運営事業

- ◆理事会や評議員会の開催など社会福祉協議会を運営していくための費用
- ◆後期高齢者を対象に、診療所の受診費用の助成に係わる経費
- ◆福祉教育活動の推進や小地域ネットワーク事業など福祉のまちづくり事業にかかわる経費
- ◆遺族会や障がい者等福祉活動に対する助成、高齢者の集い、紙おむつサービスなど住みよい町づくり事業にかかわる経費
- ◆ボランティア活動やサロン事業の振興を図り、“やさしさと思いやりの心”を広げる事業の経費

受託事業

◆集落支援員の配置事業、食の自立支援事業、生活支援ヘルパー事業、共助の基盤づくり事業(みまもり訪問等)、認知症初期集中支援チーム事業、外出支援事業、除雪費用助成事業等の各種事業を運営していくための費用

介護保険及び障害者総合支援事業

- ◆介護保険事業
 - ・訪問介護サービス事業(ホームヘルプ)
 - ・居宅介護支援事業(ケアプラン作成事業)
- ◆障害者総合支援法に基づくヘルパー事業

いきいきセンター受託事業

高齢者いきがいディサービス事業

施設管理運営事業

東川町高齢者いきいきセンター他の管理運営事業

令和2年度 東川町社会福祉協議会の主な事業

事業項目	具 体 的 事 業	事 業 の 概 要
(1)地域福祉活動の推進	① 小地域ネットワーク活動の推進	地域ごとでの福祉活動の組織化やネットワークづくりを進めるとともに、各自治振興会で開催するサロン活動に対し支援を行う。
	② 暮らしの相談	暮らしの相談員（6名）を委嘱し、町民の生活上の各種相談に応じる。（随時）
	③ 高齢者ふれあい広場	65歳以上の運動機能低下予防のため、高齢者の集いを開催する。
	④ 高齢者ひとり暮らしの集い	75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、高齢者の集いを開催する。
	⑤ 高齢者福祉支援事業	後期高齢者（75歳以上・1割負担者）を対象に、町立診療所への早期診察を促し重篤化を防ぐことを目的に、受診した際の一部負担金相当額を助成する。
	⑥ 高齢者外出（食事・買物）支援事業	外出困難な高齢者を対象に、食事・買物等の支援を行う。（試行）
	⑦ 子育て支援事業	育児支援のため、紙おむつ処理の町指定ゴミ袋1年分（10kg/50枚・2,500円相当）を配布する。
	⑧ 関係福祉団体の活動支援	民生・児童委員協議会、身障者福祉協会、遺族会、学童・生徒ボランティア協力校、ボランティア団体等に活動費を助成する。
	⑨ 日常生活自立支援事業（道社協受託事業）	北海道社会福祉協議会と連携し、日常的金銭管理、書類の預り等を補助する生活支援員（2名）を配置する。
	⑩ 集落支援員の配置（町受託事業）	町からの委嘱で社協職員5名を配置し、町職員と連携し高齢者の見守りや、集落の自主的活動への支援等を行う。
(2)介護保険事業等在宅福祉事業の推進	① 紙おむつサービス	在宅の高齢者等に対し、紙おむつを支給する。（要介護2以上対象、1回5,000円分を年2回支給）
	② 高齢者いきいきセンター事業	介護予防事業による高齢者のいきいきデイサービス事業を実施する。（毎週火曜日から金曜日）
	③ 地域まるごと元気アップ事業（町受託事業）	介護予防事業の一環として、イスに座って行う運動を中心に、楽しく無理の無い範囲での軽体操を、毎週月曜日に実施する。
	④ 食の自立支援事業（町受託事業）	病弱や障がい等で、食事を作ることが困難な高齢者世帯等へ配食を行う。（毎日夕食）
	⑤ 除雪費用助成事業（町受託事業）	在宅で病弱や障がい等のために除雪することが困難な高齢者世帯に対し、生活用通路の除雪を実施するための費用助成を行う。
	⑥ 生活支援ヘルパー事業（町受託事業）	ひとり暮らし等で日常生活を営むのに支障のある高齢者等に対してホームヘルパーを派遣し、在宅生活の継続を支援する。
	⑦ 共助の基盤づくり事業（町受託事業）	ひとり暮らし等で日常生活に支障のある方に対して、生活上のアドバイスや軽易な援助、見守り活動を行う。
	⑧ 認知症初期集中支援チーム事業（町受託事業）	地域包括支援センター等とチームを組み、家族の訴え等により認知症が疑われる人に対し、家族支援など初期の支援を包括的、集中的に行う。
	⑨ 外出支援事業（町受託事業）	公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がい者等の移動手段を確保し、日常生活の外出機会を支援する。
	⑩ 介護保険事業	訪問介護（訪問介護予防）及び居宅介護支援を行う。
	⑪ 障害者総合支援事業	居宅生活支援として、身体・知的障がい者への自立支援を行う。
(3)ボランティア活動の推進	① ボランティア活動推進事業	ボランティアの登録・育成・ニーズの発掘と活動の拡大充実を図り、行政・福祉施設・福祉関係団体行事への支援と連携強化。
	② サポーター養成講座及びスキルアップ研修	サポーター養成講座の開催、及び講座修了者に対してのスキルアップ研修や、サポーター間の情報交換会を開催する。
	③ ボランティア実践者への支援	託児ボランティア、おもちゃの病院、日本語会話サポーター等のボランティア活動における個人・団体との連絡調整や後方支援を行う。
	④ ぼだい樹の会（家族介護者の会）への支援	ぼだい樹の会が実施する、オレンジカフェ（月1回）やストリート喫茶（毎週月曜日）等のサロン活動や、ぼだい樹農園の維持管理等を支援する。
	⑤ あそばん会の実施	高齢者等の外出機会の創出や認知症予防を目的とし、麻雀・囲碁・将棋・花札・百人一首を月2回実施する。
	⑥ 福祉用具等の貸出	ベッド、車椅子、簡易トイレ等の貸出しを行う。
(4)法人運営事業の充実	① 共同募金事業	相互扶助精神で募金運動（赤い羽根共同募金・10月、歳末たすけあい共同募金・12月）を展開する。
	② 広報活動の推進	広報誌「社協だより」等を発行する。（年5回）
	③ 各種福祉資金の貸付	生活や教育資金の必要な世帯に、資金の貸付を行う。 総合支援資金・臨時特例つなぎ資金（道社協）・社会福祉金庫資金
	④ 慰霊追悼式	開拓功労者並びに戦没者の慰霊追悼式を開催する。 7月4日（土）予定
	⑤ 供花料の贈呈	会員（町民）死亡時に供花料を贈呈する。
(5)施設管理運営等	① いきいきセンターの管理・運営	町の指定管理により、高齢者いきいきセンターの管理運営を実施する。
	② ふるさと交流センターの施設管理	ふるさと交流センターの会議室等の貸出管理を実施する。
	③ 東川町シニアセンターの事務管理等	東川町シニアセンターの事務管理等を実施する。



5・6月は社協会費納入月間です。
ご協力をお願いいたします。
皆様からの社協会費が地域福祉を支えています。

社協会費の区分

区 分	対 象	金 額
普通会员	本町に居住する世帯	年額 1,000円
特別会員	本町に居住する一般有志、公職者、団体役職員の世帯	年額 2,000円以上
法人会員	会社等法人及び各種団体	年額 3,000円以上
賛助会員	本会の福祉事業に賛同していただける個人	年額 1,000円以上

どうして社協会費が必要なの？

社協は、町民の皆様と共に「お互いが支え合うやさしい地域づくり」の実現に向けて、住民参加による地域福祉活動の推進、自立を支えるための在宅福祉サービスの提供等、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための事業を行います。その貴重な財源として社協費を活用させていただいております。このことから、町内会の協力を得て全戸から会費の納入にご協力をいただいております。



社協会費や共同募金配分金はどんなことに使われるの？



- 小地域ネットワーク活動（地域住民による支えあい活動）などの推進
- 車イス・介護ベッドの無料貸し出し
- 福祉団体及びボランティア団体への活動助成、支援
- 高齢者のふれあい事業
- 暮らしの相談事業
- 広報誌（社協だより）の配布
- ボランティア活動推進事業
- 児童生徒のボランティア活動推進のため
- 在宅で介護されている方への見舞金
- 独居高齢者やひとり親世帯への支援

お問い合わせ先

ふれあいネットワーク



社会福祉法人 東川町社会福祉協議会

東川町東町1丁目7番14号 高齢者いきいきセンター
TEL 82-7505 FAX 82-7301